

接続約款変更届出書

令和6年12月20日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

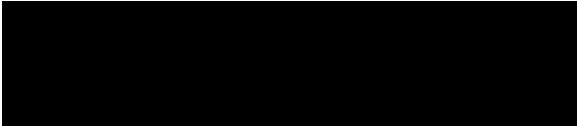
住 所 とうきょうとみなとくかいがんにっしょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ば ん く かぶしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちょうしつこうやくいん けん しーいーおー みやかわ じゅんいち
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連 絡 先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実 施 期 日	令和 7 年 1 月 6 日
---------	----------------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙

新					旧				
料金表					料金表				
通則 (略)					通則 (略)				
第 1 表 接続料金					第 1 表 接続料金				
第 1 網使用料 (略)					第 1 網使用料 (略)				
第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料					第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料				
1 適用 (略)					1 適用 (略)				
2 料金額					2 料金額				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考
(1) 直収パケット 接続機能(L2 接 続)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(1) 直収パケット 接続機能(L2 接 続)	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps のもの	154,677 円	月額
		(削除)	(削除)	(削除)			(イ) 10Mbps を 超え 1Mbps ごと に	15,467 円	月額
	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps のもの	107,358 円	月額		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps のもの	126,328 円	月額
		(イ) 10Mbps を 超え 1Mbps ごと に	10,735 円	月額			(イ) 10Mbps を 超え 1Mbps ごと に	12,632 円	月額
	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)

	す。					す。			
	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
(2) 5G(NSA 方式)直取パケット 接続機能(L2 接続)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(2) 5G(NSA 方式)直取パケット 接続機能(L2 接続)	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps のもの	154,677 円	月額
		(削除)	(削除)	(削除)			(イ) 10Mbps を 超え 1Mbps ごと に	15,467 円	月額
	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps のもの	107,358 円	月額		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps のもの	126,328 円	月額
		(イ) 10Mbps を 超え 1Mbps ごと に	10,735 円	月額			(イ) 10Mbps を 超え 1Mbps ごと に	12,632 円	月額
	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
(3) MVNO 回線 管理機能	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(3) MVNO 回線 管理機能	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	1 契約者回線ご とに	93 円	月額

						<u>す。</u>			
	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	1 契約者回線ご とに	<u>90</u> 円	月 額		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	1 契約者回線ご とに	<u>87</u> 円	月 額
	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(略)	(略)	(略)		令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(略)	(略)	(略)
	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(略)	(略)	(略)		令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(略)	(略)	(略)
	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(略)	(略)	(略)		令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(略)	(略)	(略)
附則 (略) <u>附 則(令和 6 年 12 月 20 日 MKS2412120001850001)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、令和 7 年 1 月 6 日から実施します。</u>					附則 (略)				